

資料紹介 知覧図書館より移管された旧知覧飛行場に関する文書群 ―『飛行隊設置二付陳情』―

大山 勇作

はじめに

令和四年一月、南九州市立知覧図書館（ちらん夢郷館）から知覧特攻平和会館に旧知覧飛行場に関する文書群が移管された。これは知覧特攻平和会館による資料調査の一環で行われたものである。

筆者は、知覧飛行場跡の発掘調査に携わったことがきっかけで、これまであまり注目されてこなかった知覧に飛行場建設されるまでの経緯や、終戦後の戦後処理について関心を持っている。今回、文書が移管されたことに合わせて、これらを閲覧する機会をいただいた。知覧飛行場に関する記録が残されていないといわれているなかで、当時の様子が分かる文書が歴史資料として活用できることは大変意義あることである。したがって本稿では、これら移管された文書群の概要を紹介し、その中から、『飛行隊設置二付陳情』について全文の翻刻とともに若干の考察を加えたい。

一．移管された文書群の概要

移管された文書群は、『飛行隊設置二付陳情』、『地上物件補償料調書』、『都市計画二関スル綴』、『陳情書』の四件の公文書で（写真1）、このうち『飛行隊設置二付陳情』と『地上物件補償料調書』の二件はこれまで

紹介されなかったのではない文書である。

『飛行隊設置二付陳情』は、揖宿郡と川辺郡の町村長が連名で提出されたとみられる陳情書と、その前年の知覧町長名の陳情書、建設候補地についての参考資料からなる。詳細については以降で詳しく述べるのでここでは省略する。

『地上物件補償料調書』は、表紙に鉛筆書きで「別冊第二」と書かれ、何かの文書等に付随する資料であったとおもわれる。調書は、陸軍西部軍経理部の罫紙に書かれており、その表題では「地上物件移轉補償金調書」となっている。

内容は、知覧飛行場建設に伴う地上物件の移転にかかる補償金をまとめたもので、内訳としては、物件の所在地と所有者、物件の種類とその数量、物件あたりの補償金の単価とそこに数量を掛けあわせて得られた補償金の額が記載されている。所在地をいくつか抽出してみると、いずれも飛行場外の土地であることから、移転後の物件について一覧に示したものであると思われるが、この点についてはより詳しく見ていく必要がある。

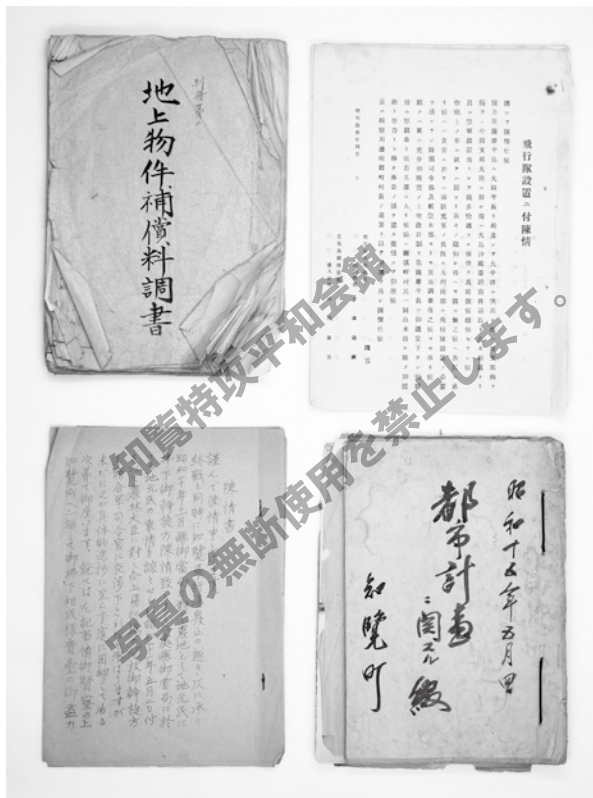
『都市計画二関スル綴』は、元南九州市役所職員の市坪政昭氏によつてすでに資料紹介されているものである¹。内容は、知覧飛行場の建設に伴って都市計画を策定しようとしたもので、昭和十五年五月三十一日から翌十六年十一月十一日までの委員会や研修視察などの記録が簿冊として残されている。しかし、計画自体については昭和十六年十一月十一日の委員会での中止が決定されている。

市坪氏は、「この綴りをこのまま廃棄するにはあまりにも勿体無い」ということでの資料紹介であった。今回図書館で文書が見つかったことについてご本人に確認したところ、執筆後は廃棄せず、図書館へ保管を依頼していたため、今回の再発見につながったようである。

『陳情書』は、終戦後の昭和二十一年七月に当時の知覧町長から鹿児島

島県に対して、知覧飛行場跡地を農地として早期に払い下げるよう求めたもので、いわゆる戦後処理にかかる文書である。

これは、拙稿において資料紹介した『飛行場配分関係綴』に綴られた文書²と同じ内容と構成で、おそらくは同じ版で複写したものとおもわれる。移管されたものは、右端の二箇所ホチキス止めされた状態で、他に付随する文書等は見当たらなかった。



(右上)『飛行場設置二付陳情』
(左上)『地上物件補償料調書』

(右下)『都市計画二関スル綴』
(左下)『陳情書』

写真1 移管された文書群

二、『飛行場設置二付陳情』について

次頁以降に、文書の翻刻と写真(写真2)を示した。寸法は縦二八・〇cm、横二〇・〇cmである。なお、翻刻はできるだけ原本に忠実に従い、誤植であるとおもわれる箇所もそのまま表記した。

文書は、さらに以下四件の文書の右端上を一箇所ホチキス止めすることによってまとめられている。

その四件の文書をそれぞれ編綴順に示すと、まず最初に、揖宿郡と川辺郡の町村長連名の「飛行場設置二付陳情」(以下、陳情書(連名))があり、袋綴じの用紙二枚の右端を紙縫りで綴じてある。

二番目は、知覧町長名の「飛行場設置二付陳情」(以下、陳情書(知覧町))で、袋綴じの用紙一枚の右端をホチキス二箇所綴じてある。

三番目は、第一候補地の十文字原及び第二候補地の浮辺原に関する参考資料(以下、参考資料①)で、袋綴じの用紙三枚の右端をホチキス二箇所綴じてある。

最後は、もう一件の十文字原に関する参考資料(以下、参考資料②)で、袋綴じの用紙一枚の右端をホチキス二箇所綴じてある。

【陳情書（連名）】

飛行隊設置ニ付陳情

謹ンテ陳情仕候

陳者我薩摩半島ハ大隅半島ト相並ンテ太平洋ニ突出シ西ハ東支那海ヲ隔テ、中南支那大陸ニ對シ南ハ大島沖繩臺灣南洋諸島ト点々相連ナリ眞ニ空軍設置地トシテ幾多恰適ナル條件ヲ具備致候様察セラレ候作戦上ノ事ニ就テハ固ヨリ我々ノ窺知シ得ヘキ限ニ無之候ヘ共仄ニ承リ候ヘバ貴省ニ於テハ國防充實ノ爲既ニ九州南部ニ飛行隊設置ノ必要ヲ感ゼラレ師團司令部及航空本部ヨリモ實地調査有之候ヤニ承リ候願クハ更ニ充分御精査ノ上増設計劃ヲ我薩摩半島ニ御選定下サレ候様切ニ懇願奉リ候若其選ニ入り候節ハ關係町村民一同出來得ル限ノ御援助ト努力トヲ捧ケ奉公ノ誠ヲ盡ス覺悟ニテ御座候茲ニ揖宿川邊兩郡町村長ノ連署ヲ以テ事情ヲ具シ陳情仕候

謹言

昭和拾参年四月 日	鹿兒島縣揖宿郡 山川町長 日 高 退 藏	鹿兒島縣揖宿郡 喜入村長 前 田 慶 吉	同 縣 同 郡 今和泉村長 邊 見 逸 彦	同 縣 同 郡 指宿町長 津 崎 尙 武
-----------	-------------------------	-------------------------	-----------------------------	----------------------------

同 縣	同 縣	同 縣	同 縣	同 縣	同 縣	同 縣	同 縣	同 縣
同 郡 知覧町長	同 郡 川邊町長	同 郡 勝目村長	同 郡 加世田町長	同 郡 萬世町長	同 郡 笠砂村長	同 郡 西南方村長	同 郡 枕崎町長	同 郡 川邊郡
佐 多 操	上ノ門權太郎	平 峯 元 秋	東 藤 美	吉 峰 喜 八 郎	加 藤 覺 二	野 村 新 左 衛 門	今 給 黎 誠 吾	濱 田 森 七

【陳情書（知覧町）】

飛行隊設置二付陳情

謹んで陳情仕候 承り候へば陸軍省に於ては南九州に飛行隊新設の御計劃有之内々候補地御捜査中の趣仄聞仕候就て若空軍擴充の爲め薩摩半島に飛行隊増設相成候場合には是非我町十文字原若くは浮邊原に御設置相成候様左記參考資料を具し切に惓願奉り候次第に御座候

抑も我町は薩摩半島の中央部に位する大邑にて有之戸數四千人人口貳萬の多きを控へ重なる諸官署の所在地に屬し從つて教育通信交通の機關も整備仕候殊に薩南中央鐵道は南薩線より分岐して此地に通し薩摩半島の横斷幹線道路たる五位野枕崎線は政府の指定府縣道路に編入せられ居候此線開通の暁には鹿兒島市より僅々約八〇分にて到着し得らるべく候

本町の總面積は七八八方里にして其の大部分は曠茫たる畑地にて有之是が総反別實に五千町歩に及び外に雜木原野貳千町歩も有之候に付貳參百町歩を買收せらるゝとしても耕地の不足を告ぐるが如きは萬々無之候從つて地價も低廉にして本縣下に於ては穎娃村及肝屬地方の外比肩すべき箇所可無之信し居候更に四圍の環境亦有利の地勢を形成致居候即北に母ヶ嶽白嶽東南に薩摩富士西に野間岳金峰山等の高峰は指顧の間に聳えて好適の目標と相成る可く旁飛行隊設置位置としては好適の土地柄かと推察仕り候 曩に昭和九年五月には縣當局より飛行機着陸箇所候補地として調査を命せられ町は詳細に互りて調査報告を致したる來歴も有之候が當町内に於て最適應の場所として左記貳ヶ所を挙げ申候

第一候補地 十文字原一名木佐貫原 約貳百町歩 價額坪當 五拾錢
第二候補地 浮邊原 約百八拾町歩 價額坪當 四拾錢

依つて右貳ヶ所に付左記の通り參考資料を列舉貴覽に供し度候御調査の結果其の選に入り候節は出來得る限の御援助と努力とを捧げ御奉公の一端を盡す覺悟にて御座候伏して冀くは實地御踏査の上飛行隊新設地として御選定被成下候様御願申上候 恐惶謹言

昭和十二年四月 日

鹿兒島縣川邊郡知覧町長 佐 多 操

殿

【參考資料①】

參考資料

- 一、位置 十文字原一名木佐貫原（第一候補地）
川邊郡知覧町郡
- 二、土地 一、所有主及使用の有無 民有地にして使用するも差支なし
約五七五、〇〇〇坪百九拾壹町 隣接平坦地帶を計上して
約六〇〇、〇〇〇坪貳百町歩
二、地表面の狀況 一般に平坦にして耕作地
並木を伐採すれば何等障礙物なし
三、周圍地物の景況 一般に平坦にして耕作地
△高嶺町市街地と距る南方約千五百米附近村落東西にありて約參百米 高臺なる故周圍は低地にして皆水田なり
四、工事 一般に平坦地にして若干の地均をなすのみなり
イ、所要工事の概要 地均工事 坪當約五錢
ロ、經費概算 買收價額坪當五拾錢 即反當百五拾圓
尙土地賠償價額に於て豫算不足の場合には町に於て相當

五、交通運輸

イ、鐵道

寄附の覺悟あり又地均等に對しても各種團體に於て勞働寄附の用意あり

ロ、道路

薩南中央鐵道知覽驛及城ヶ崎驛共に△卓より約一千米突の距離にあり軌道は國鐵と同一幅員なるが故に國鐵より南薩鐵道經由其儘中央鐵道に通し得

縣道は五位野を経て鹿兒島市に通するもの（政府指定道路川邊町勝目村を経て枕崎町に通するもの〔右同〕）

直接枕崎町に通するもの

南方海岸に出て山川枕崎間省營バス線に通するもの

穎娃村に通するもの

喜入村に通するもの

其他町道は四通八達せり

ハ、郵便局及電信電話

ニ、自動車

六、住宅

七、教育機關

八、官衛公署

九、其他

知覽郵便局は△卓より北方約千五百米に霜出郵便局は南方約二千米にありて尙附近の茶業試驗場には特設電話あり定期一一台 豫備五台 タクシー參台 運輸至便なり住宅地帯は周圍各所に好適地あり尙將校の住宅に對しては町に於て新築需要に應ずるの用意あり縣立薩南工業學校（建築科土木科）町立實科高等女學校（修業年限參ヶ年）普通的高等女學校に變更するは難事にあらざり縣立川邊中學校は川邊町にあるも汽車及自動車にて通學容易なり郡制實施以前は揖宿川邊兩郡と日置郡の南部とを管轄せる郡役所の所在地にして薩摩半島の中樞たり知覽區裁判所（揖宿川邊兩郡管轄）知覽稅務署（右同） 司稅官署長知覽警察署知覽茶業試驗場縣立茶業試驗場其他銀行寺院等本町基本財産ハ造林反別參百四拾四町步勸業銀行株五百九拾株 十五銀行株四拾株薩南中央鐵道株 壹千株 郵便貯金四九、六〇〇圓又縣ニ對シテノ寄附額ヲ擧グレバ縣立薩南工業學校へ 一二、七二六圓縣立茶業試驗場へ 七一、二四七圓知覽警察署へ 八、三九八圓縣道開通費へ 一〇、〇〇〇圓尙貳拾五ヶ年間國稅完納ニ付熊本稅務監督局長ヨリ表彰セラル

浮邊原 第二候補地

一、位置

川邊郡知覽町東別府（俗に北浮邊原）

二、土地

イ、所有主及使用の有無

ロ、廣袤

ハ、土質

ニ、地表面の狀況

ホ、場内障礙物

三、周圍地物の景況

イ、市街村落

四、工事

イ、所要工事ノ大要

ロ、經費概算

五、交通運輸

イ、鐵道

ロ、道路

ハ、郵便局及電信電話

ニ、自動車

六、住宅

當町市街地を距る南方約千七百米附近村落は北百米 東南參百米の距離にあり南北は低地水田なるも東西は平地にして畑地なり一般に平坦地にして若干の地均するのみなり地均工事 坪當約五錢買收價額坪當四拾錢 即反當百拾圓町より寄附奉仕の熱意同前薩南中央鐵道知覽驛を距る南方約五キロ西端に北南へ通ずる縣道北端に東西より東南に通ずる縣道其他數通の町道ありて交通便なり霜出郵便局を距る南方約千五百米 浮邊郵便局を距る北方約五百米 兩局とも電信電話あり西端の縣道は日に拾數回 郡浮邊間は日に四回自動車の往復あり近々穎娃村郡間をも運轉開始の筈住宅地帯は周圍各所に好適地あるも教育機關各公署の關係等市街地附近を可とせんが

【参考資料②】

参 考 資 料

十 文 字 原

一、位置 川邊郡知覽町郡（俗ニ木佐貫原ト稱ス）

二、土 地

（イ）所有主及び使用の有無 全部民有地ニシテ耕作地ナリ

（ロ）廣 表 長方形ニ取り得ル面積六拾萬坪其他約貳拾萬坪合計約八拾萬坪 土地高臺ニシテ周圍は四方共に低地
水田ナルガ故ニ着離陸ニハ實際面積以上ノ利用面積トナルベシ

（ハ）土 質 壤 土

（ニ）地表面ノ状況 一般ニ平坦ニシテ耕作地ナリ

（ホ）場内障碍物 縦横ニ條ノ松並木アリ之ヲ伐采セハ障碍物ナシ

三、周圍地物ノ景況

（イ）市街村落 圖上參角点ヨリ北方約千五百米ニ當町中心市街アリ各官衙公署等具備ス高台

高臺周圍ノ低地ニハ部落散在ス

（ロ）山岳森林堤防 無シ

（ハ）電線高壓線 無シ

（ニ）其 他 飛行目標ハ開聞岳金峯山野間岳ノ三高峯ト萬瀬川ノ水流ナルベク當位置ハ三高峯ヲ繋グ三角形ノ中心
ニ位置ス

四、工 事

（イ）所要工事ノ大要 一般ニ平坦地ニシテ東方ヨリ西方ニ向フテ僅少ノ勾配アリ排水容易地均工事モ平易ナリ

（ロ）經費概算 地價壹坪平均五拾錢

五、交 通

（イ）鐵道水路ノ便 薩南中央鐵道ハ南薩鐵道阿多驛ヨリ分歧シ川邊町ヲ經テ知覽町郡ニ通ス圖上參角点ハ知覽停車場ヲ距
ル南方約壹千米 水路ノ便ナシ

（ロ）道路網進入路 縣道ノ一、半島橫斷幹線ハ枕崎町ヨリ勝目村川邊町ヲ經テ知覽町ニ出テ縣道指宿線ニ通ズ之ハ政府ノ
指定府縣道路ニシテ鹿児島市ヘノ最捷道路ナリ本年夏期完通ノ豫定

縣道ノ二、右縣道ハ川邊町ニ於テ分歧シ如世田町ニ通ス

縣道ノ三、知覽町郡ニ於テ橫斷幹線ヨリ分歧シ十文字原高台ヲ貫通シ更ニ分歧シテ一ハ南走シテ太平
洋岸ニ出テ省營バス線ニ連絡シ一ハ西走シテ枕崎町ニ通ス

縣道ノ四、知覽町郡ヨリ高台ノ東方ヲ經掛指郡喜入村ニ出テ指宿線ニ通ス

縣道ノ五、高臺ノ西南方霜出ヨリ高臺ノ南方ヲ經テ額娃村郡ニ出テ省營バス線ニ通ス

町 道 四通八達交通至便ナリ

（ハ）電信電話 町内六ヶ所ノ中五ヶ所ノ郵便局ニハ孰レモ電信電話開通シ又町内五ヶ所ノ巡査駐在所ニハ知覽警察署
ヨリ警察電話開通シ通信至便ナリ

鹿児島市及隣村トノ通信機關ノ整備ハ無論ナリ

（ニ）郵便局 町内六ヶ所ノ郵便局アリ内知覽郵便局ハ圖上參角点ヨリ北方約千五百米ニ霜出郵便局ハ西南方約千米
ノ距離ニアリ

（ホ）自動車馬車 縣道町道トモ日ニ拾數回ノ自動車ノ往復アリテ交通頻繁ナリ

六、官衙公署學校

（1）知覽區裁判所（掛指川邊兩郡ヲ管轄ス）

（2）知覽稅務署（右同）

（3）知覽警察署（知覽町壹圓ヲ管轄ス）

（4）知覽煙草收納所

（5）縣立茶業試驗場

（6）縣立薩南工業學校（建築科ト土木科）

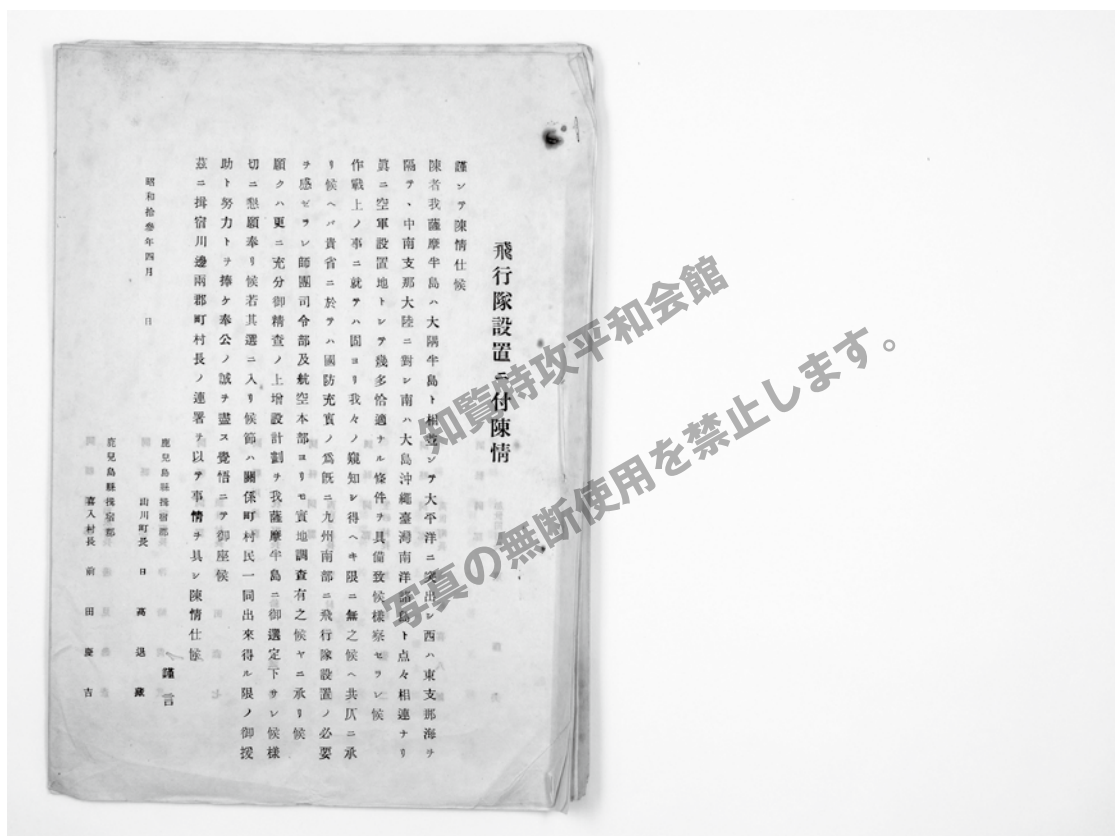
（7）町立實科高等女學校之ハ普通ノ高等女學校トナシ得

（8）町立圖書館

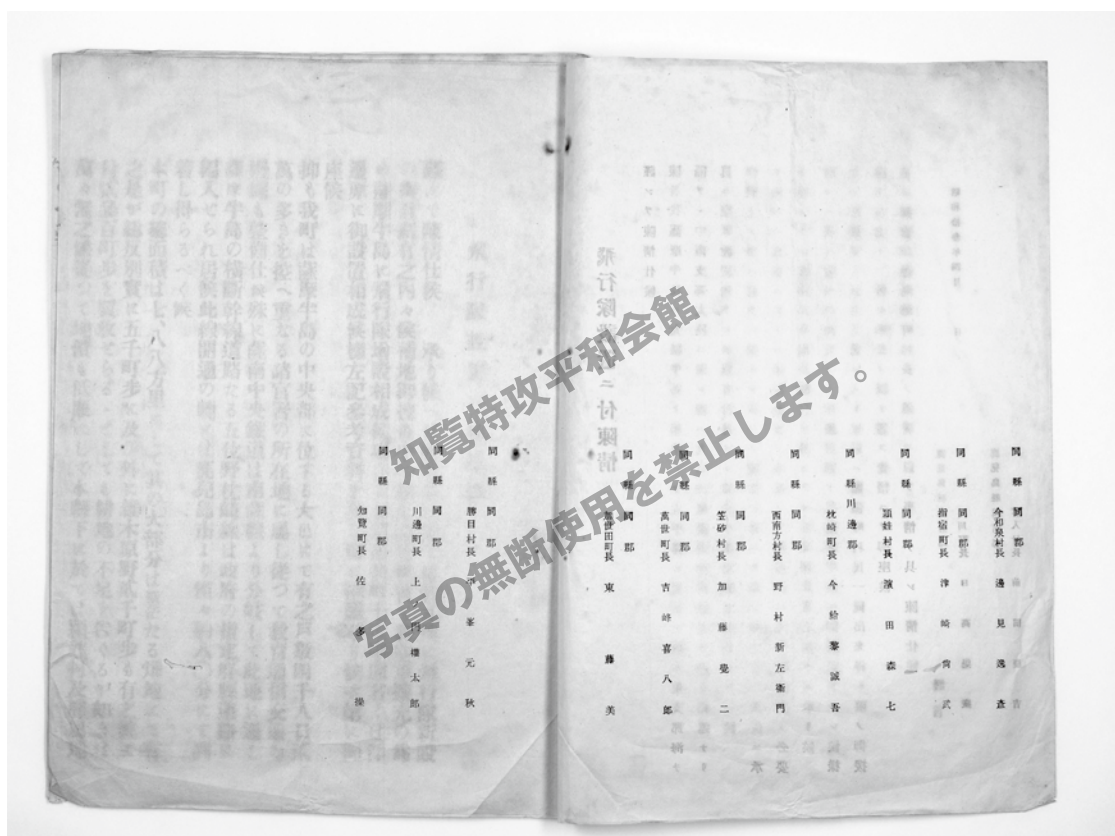
（9）郵便局 六

（10）銀行 二

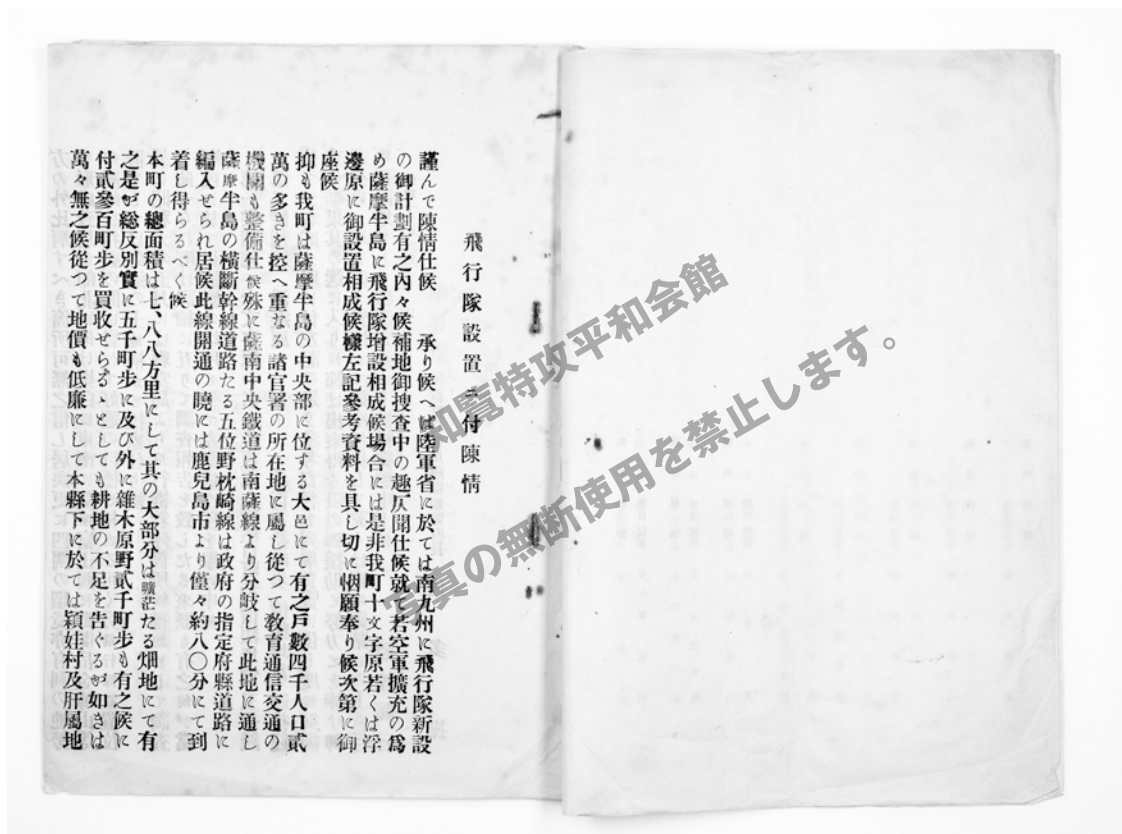
尙隣町縣立川邊中學校ニハ通學ノ便アリ



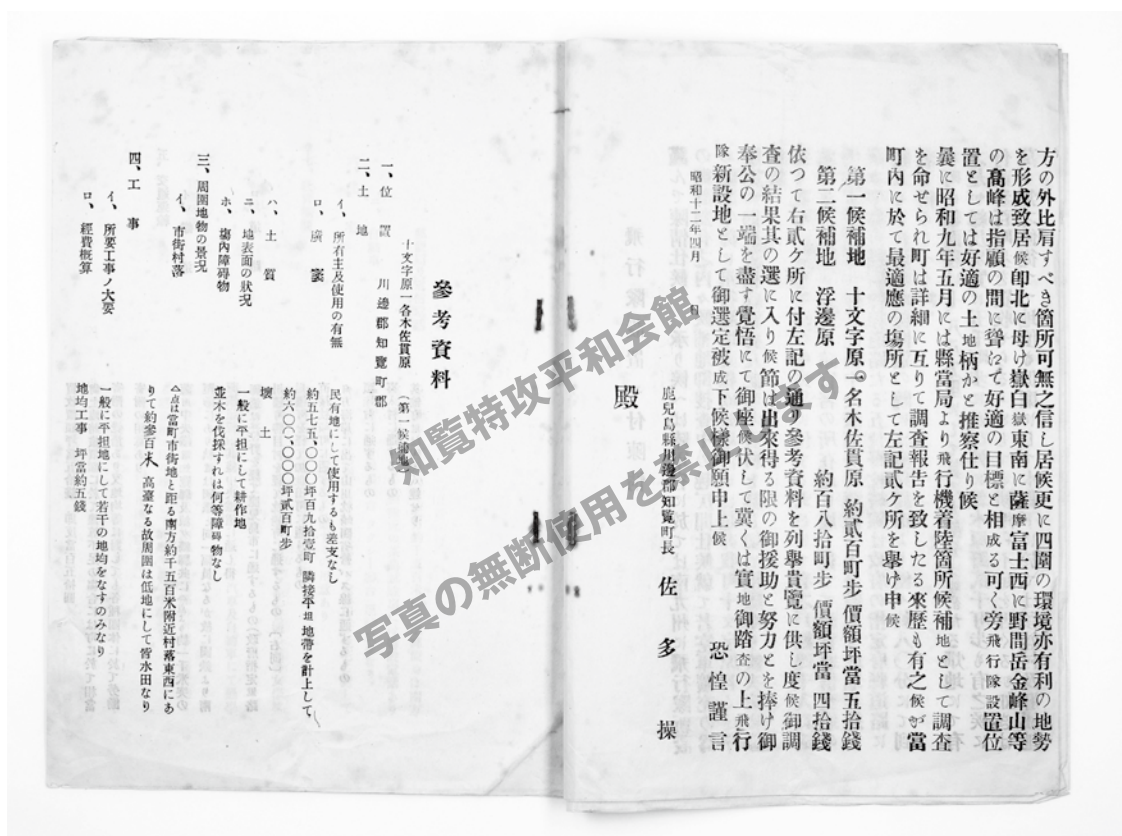
(1)



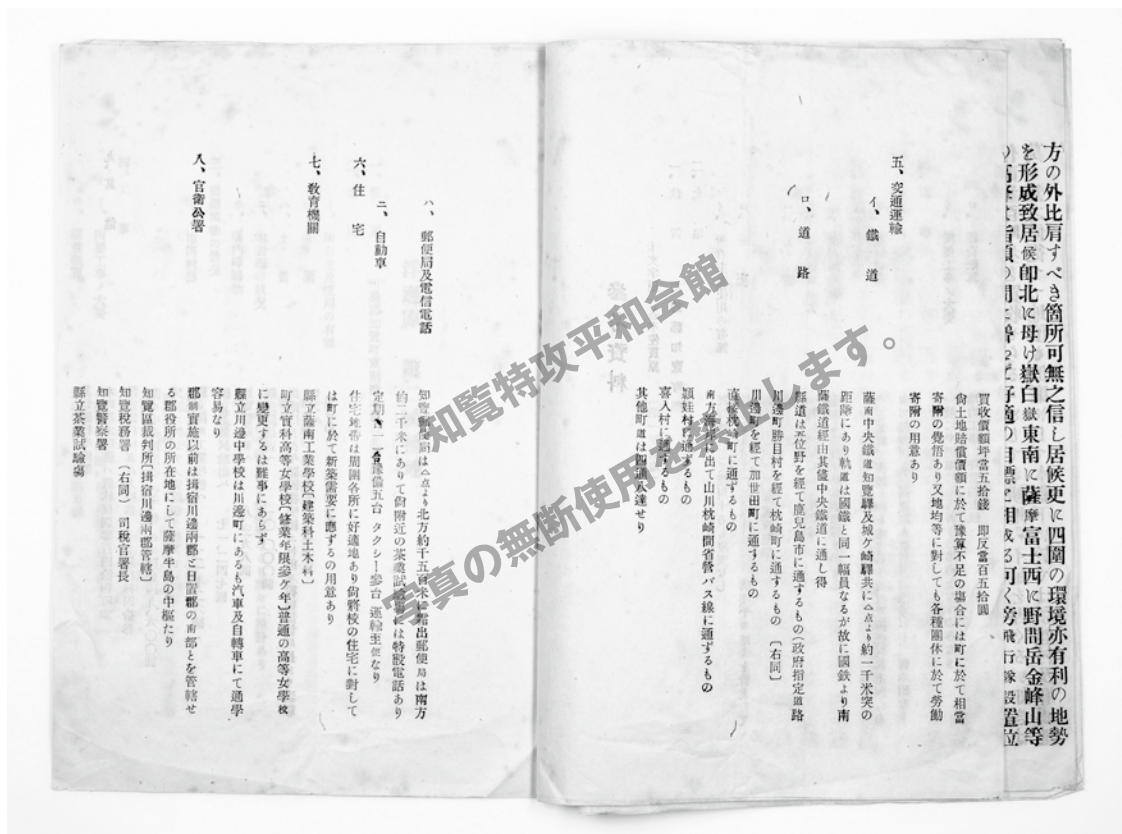
(2)



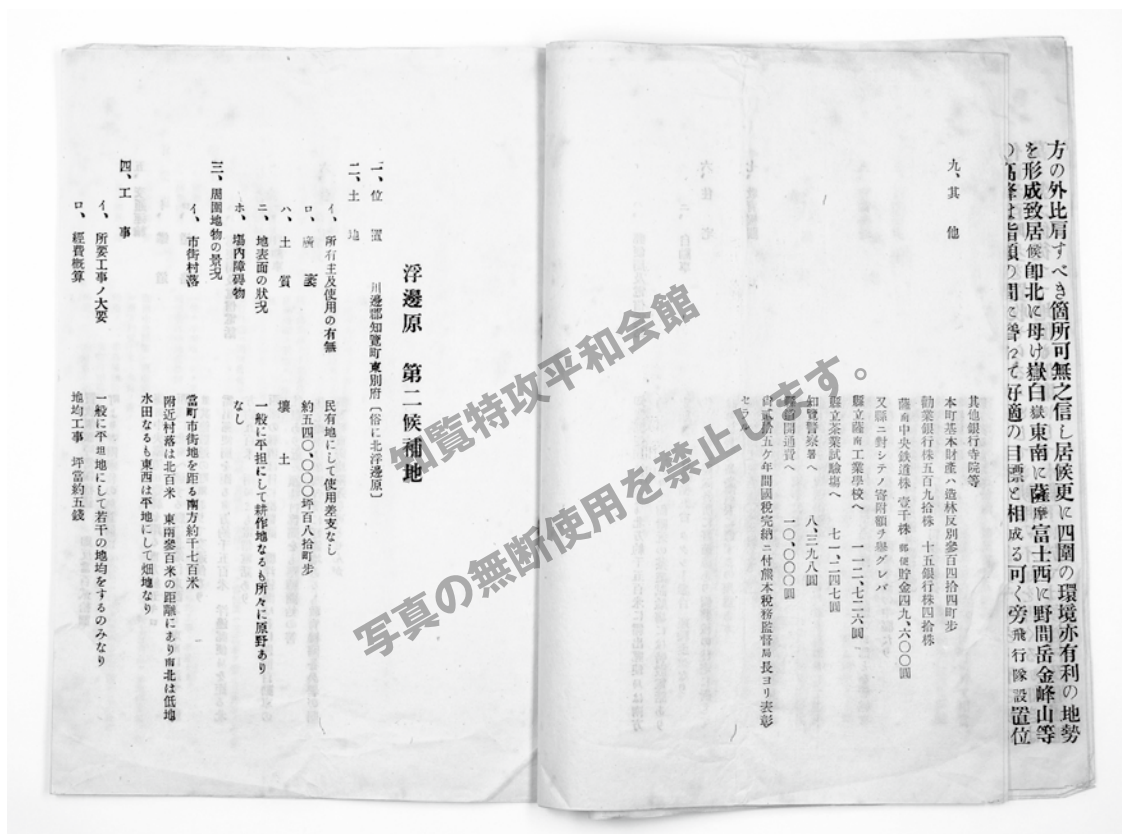
(3)



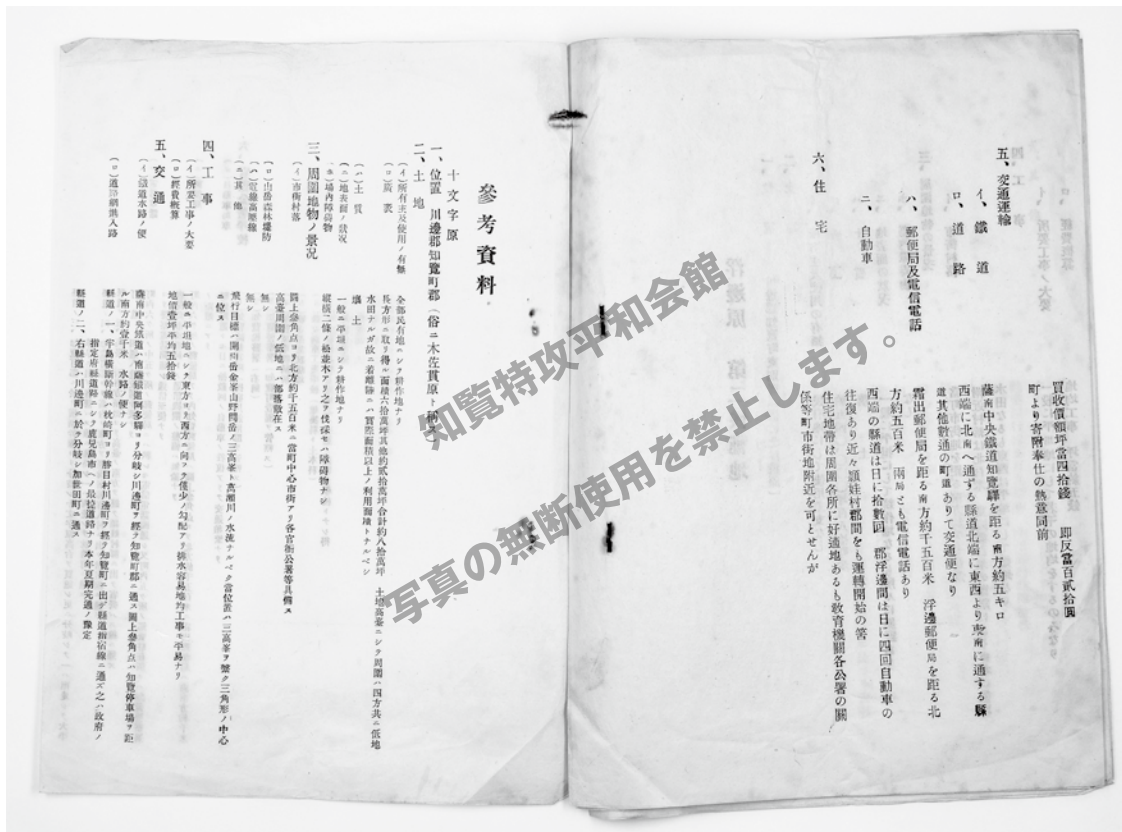
(4)



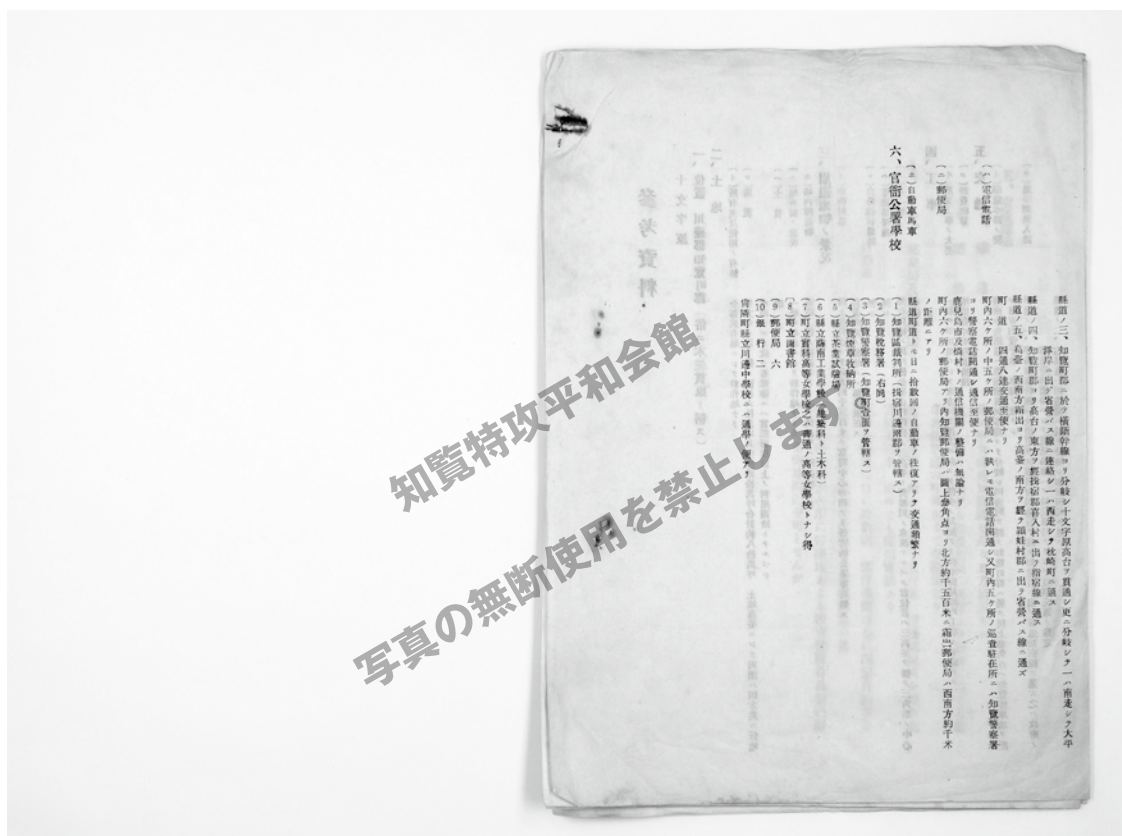
(5)



(6)



(7)



(8)

写真2 『飛行隊設置二付陳情』

三．考察

(一) 文書の特徴

この文書は、知覧町長や南薩地域の町村長が、陸軍省に対して³陳情したものの控えであるとみられる。資料の状態からは、一度の陳情における文書を綴ったものなのか、もともと別々の文書を単にまとめて綴じたものなのか判断することはできないが、一連の文書であるとすれば、陳情書（連名）に前年陳情した書類等を添えて提出したとみることができる。しかしいずれにせよ、昭和九年五月に県から飛行機の着陸場所の候補地としての調査があり、昭和十二年四月に陳情書（知覧町）を、翌十三年四月に陳情書（連名）を提出したという一連の流れが分かることは、飛行場建設までの経緯を知るうえで重要な意味を持つ。

そして文書の内容からは、南薩地域の全七町六村が共同で陳情を行っていたこと、知覧町東別府の浮辺原が第二候補地に選ばれていたことが新たな事実として明らかになった。

地域が共同で陳情したことについては、飛行場の設置が地域振興策としても期待されていたことがよくあらわれている。しかし、知覧町を含めて記載のある自治体の郷土史を参照しても、このことに言及した記述は見当たらず、現時点ではその経緯や各自治体の意向を窺い知ることはできないが、各市町村にも関連文書が保存されている可能性もあり、今後の調査が期待される。

浮辺原が第二候補地であったことは、これまでに一般には知られていなかったことである。各候補地は推定を含め位置関係図と写真^{3・4}のとおりである。参考資料に基づけば、浮辺原は住宅や交通、官公署といったインフラ面では十文字原（木佐貫原）に及ばないものの、土地の買収単価については、十文字原（木佐貫原）よりも一反当たり三十円安く見積もられるという立地上有利な面もあり、状況次第では、知覧における

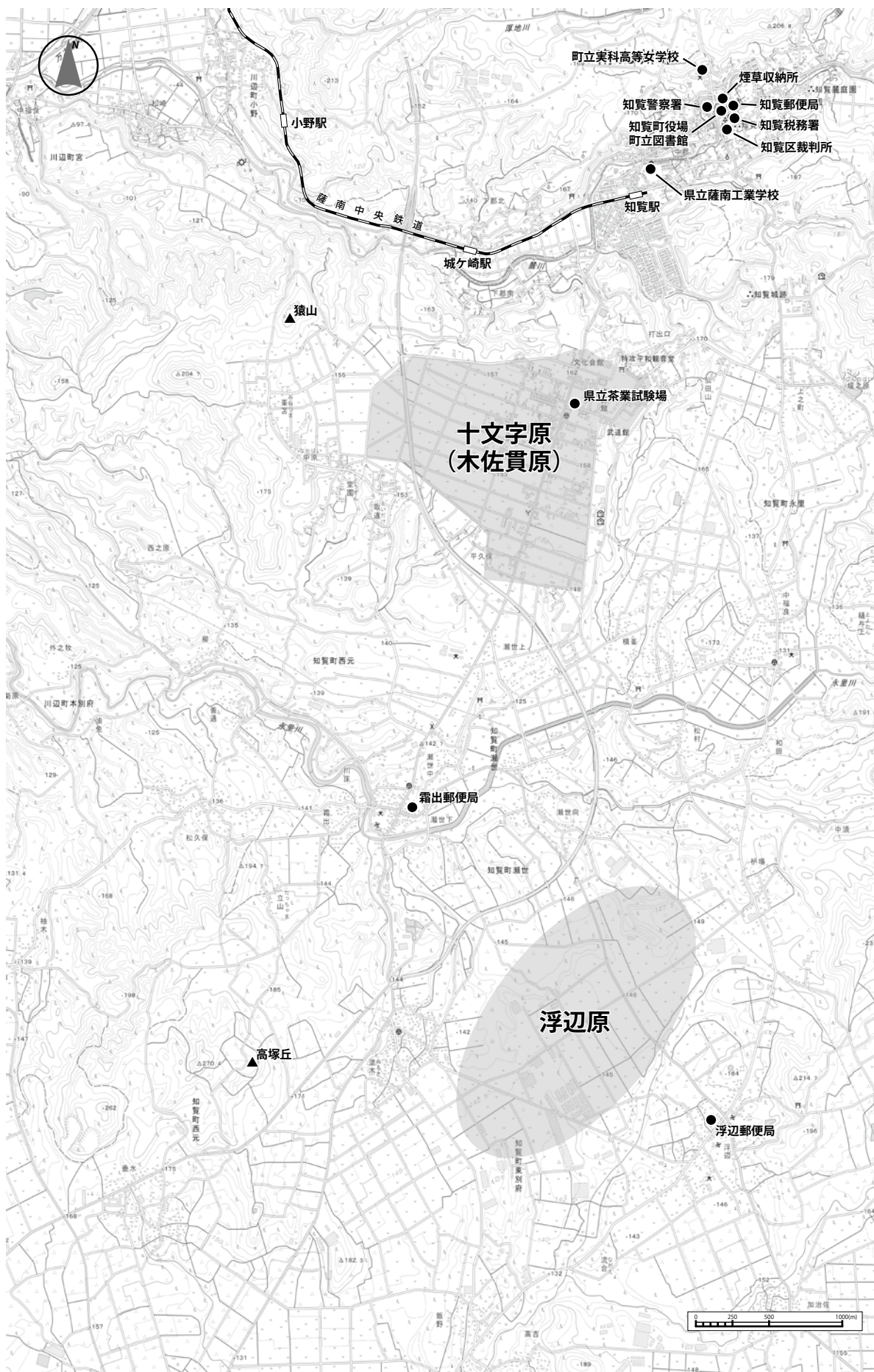
飛行場の歴史が大きく変わっていた可能性を示す興味深い資料である。

(二) 参考資料②の作成時期について

参考資料②は、参考資料①よりも十文字原（木佐貫原）についてより詳細な情報が記されている。資料中「五、交通」の「(ハ) 電信電話」の項目には、郵便局六ヶ所のうち五ヶ所に電信電話が開通していることが書かれている。知覧町内において、電信電話が五番目に開通したのが浮辺郵便局で昭和十二年、六番目に開通したのが永里郵便局で昭和十三年であることから⁴、文書には昭和十二年から十三年までの情報が記載されていることが分かる。

(三) 郷土誌の記述の変化について

これら文書が作成されたあと、昭和十四年に飛行場建設が伝えられたことに対する町の受け止め方について、郷土誌を参照するとその記述がのちに変化していることも興味深い。昭和三十七年発行の『知覧郷土誌』では、飛行場建設に町はあまり積極的ではなかったように記述されている⁵。しかし、昭和五十七年発行の『知覧町郷土誌』以降は、積極的に協力したという記述に変化している⁶。本稿で紹介した陳情書が編さん当時にどのような取り扱いであったのか、もしくは存在自体が知られていたかは不明だが、当時の知覧町が飛行場の誘致について積極的で、土地の提供についても非常に協力的であったこと⁷が今回明らかになった。



位置関係図



写真3 十文字原（木佐貴原）
猿山から撮影



写真4 浮辺原
高塚丘から撮影。手前は塗木集落。

おわりに

本稿では、四件の移管された文書のうち、『飛行隊設置ニ付陳情』について取り上げた。今回の文書は、戦前の文書であり、しかも飛行場誘致の段階のものは、管見の限りでは一番古い資料となる。

今回のような公の文書から分析を進めていくことは、客観的な視点で飛行場誘致から建設まで地域がどのように関わっていったのか明らかにできるものである。今後もさらなる資料が活用されるようになることを期待したい。

註

- 1 市坪 政昭（二〇〇七）『昭和十五年五月四日 都市計畫ニ関スル綴 知覧町』『知覧文化』第四十五号 知覧町立図書館
- 2 大山 勇作（二〇二〇）『資料紹介 知覧飛行場の戦後処理に関する旧知覧町農地委員会文書』『知覧特攻平和会館紀要』第二号 知覧特攻平和会館
- 3 陳情書については、陸軍大臣宛か。
- 4 知覧町郷土誌編さん委員会編（二〇〇二）『知覧町郷土誌』五五八頁。
- 5 知覧町郷土史料調査委員会編（一九六二）『知覧町郷土誌』二二四頁。
- 6 知覧町郷土誌編さん委員会編（一九八二）『知覧町郷土誌』九六二頁。
「かねて知覧町は飛行場誘致のことを関係各方面に陳情しており、しかも日華事変がはっ発してからすでに二年日本は総力を挙げて戦っている時であり、国家のために進んで協力を誓った。」という記述。
- 7 例えば、町提出の陳情書の「貳参百町歩を買収せらるゝとしても耕地の不足を告ぐるが如きは萬々無之候従つて地價も低廉にして本縣下に於ては穎娃村及肝屬地方の外比肩すべき箇所可無之信し居候」や、参考資料①にある、十文字原と浮辺原の土地所有主及び使用の有無の項目の「民有地にして使用するも差支なし」といった記述。

<要約>

令和4年1月、南九州市立知覧図書館（ちらん夢郷館）から知覧特攻平和会館に旧知覧飛行場に関する文書群が移管された。移管された文書群は、『飛行隊設置ニ付陳情』、『地上物件補償料調書』、『都市計画ニ関スル綴』、『陳情書』の4件で、本稿では『飛行隊設置ニ付陳情』について資料紹介を行った。

『飛行隊設置ニ付陳情』には、掛宿郡と川辺郡の町村長が連名で提出したとみられる陳情書とその前年の知覧町長名の陳情書、建設候補地についての参考資料が綴られており、昭和12年から13年までに作成されたものと推定される。

文書の内容からは、当時の知覧町が飛行場の誘致に積極的であったことが読み取れる。さらに当時の南薩地域の全7町6村が共同で飛行場建設の陳情を行っていたこと、飛行場建設の第2候補地として知覧町東別府の浮辺原が選ばれていたことが今回新たに分かった。

<Summary>

Document Introduction: Documents related to the former Chiran Airfield transferred from the Chiran Library, “Petition for the Establishment of Flying Corps”

In January 2022, four documents related to the former Chiran Airfield were transferred from the Chiran Library (Chiran Yumesato-kan) in Minamikyushu City to the Chiran Peace Museum. The documents transferred include: “Petition for the Establishment of Flying Corps”; “Record of Compensation for Ground Property”; “City Planning Report”; and “Petitions”.

The “Petition for the Establishment of Flying Corps” contains statements jointly submitted by the heads of towns and villages in Ibusuki and Kawanabe counties, a statement in the name of the mayor of Chiran Town from the previous year, and reference material on potential construction sites. We presume that these documents were prepared between 1937 and 1938 (year of Showa 12 and 13).

From the contents of the documents, we see that the town of Chiran at that time was actively trying to procure the airfield. We also newly learned that all seven towns and six villages in the Nansatsu region at that time had jointly petitioned for the construction of an airfield, and that Ukebehara in Higashi Beppu, Chiran town, had been selected as a second proposed site for the construction of an airfield.